

区画整理NEWS | VOL.10 2026.1 神戸市発行

土地区画整理審議会委員が決定しました 事業計画の変更を行いました

現在、鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業では、皆さまのご理解とご協力をいただきながら、仮住居への移転・建物解体・宅地造成工事を進めているところです。

- ①審議会の補充委員が決定しましたのでご案内いたします。
- ②関係機関等との協議を踏まえ、安全・安心なまちづくりに向けて事業計画の変更を行いましたので、ご案内いたします。

区画整理NEWSについて

特集

- | 審議会の補充委員の決定 |
- | 土地区画整理事業の事業計画（まちづくりの計画）変更 |
- | 暫定公園の供用開始 |
- | 区画整理事業の広報 |

区画整理NEWSでは、
事業のスケジュールや
進捗状況、各種手続き、
補償内容や手順などについて
順次ご案内する
予定です。



詳しい内容は、神戸市ホームページでもご覧いただけます。

鈴蘭台駅北地区のまちづくり |

土地区画整理審議会委員補欠選挙の当選人の決定について

審議会委員の概要

委員定数	10名 (土地所有者8名(欠員1名)+学識経験者2名)
選任方法	権利者:立候補 学識経験者:神戸市長による選任
任期	5年間(令和4年9月12日~令和9年9月11日)

当選人の公告等

令和7年12月16日(火)~12月26日(金)の間、土地区画整理審議会委員補欠選挙に立候補される方を受け付けましたが、立候補者が選挙すべき数(3名)を超えていたため、令和8年1月18日(日)に予定していた投票は行う必要がなくなりました。

その結果、立候補者を当選人と定める公告を令和8年1月19日(月)に行いました。
新たな審議会委員を含め、審議会委員は以下になりましたのでお知らせいたします。

審議会委員 ※立候補届出順(敬称略) (7名)

氏名又は名称	選出区分
西 哲	宅地所有者
木戸 博和	宅地所有者
本木戸株式会社	宅地所有者
生活協同組合 コープこうべ	宅地所有者
神戸電鉄株式会社	宅地所有者
新 西谷 久美子	宅地所有者
新 株式会社浩陽	宅地所有者

学識経験委員の選任 ※(敬称略) (2名)

土地区画整理審議会は諮問機関であり、事業の適正な運営を図るため、土地区画整理事業の学識もしくは経験を有する者を委員として市長が選任します。本事業においては、2名の方を学識経験委員として市長が選任しています。

氏名	選出区分
青木 利博	学識経験者
芋田 晴夫	学識経験者

土地区画整理事業の事業計画（まちづくりの計画）を変更しました

本区画整理事業を円滑かつ着実に推進するため、令和7年9～10月に事業計画変更案の縦覧等を行い、この度、事業計画の変更決定を行いました。

主な変更点について

1. 道路に関する変更（A及びB）

歩道の連続性を確保し、歩行者の安全性をより高めるため、下図Aの区間に歩道を追加しました。また、宅地面積をより広く確保し、宅地の有効活用を図るため、下図Bの区間の道路擁壁の構造変更を行いました。

2. 道路付帯地に関する変更（C）

汚水管や水道管などの既存地下埋設物の埋設位置を考慮し、下図Cで示す道路付帯地と宅地の境界線の位置を変更しました。

3. 電線共同溝（電線の地中化）に関する変更（D）

電気通信事業者や道路管理者との協議により、電線を地中化し無電柱化を図る路線が、下図Dで示す路線（水色点線）に決定しましたので計画への反映を行いました。

4. 事業施行期間に関する変更

工事を進める中で、下図Eのエリアが軟弱地盤であることが判明し、その調査・設計・協議・地盤改良に時間を要することや、その他換地交渉の進捗や関係機関との協議状況を踏まえ、事業全体の完了時期を令和9年3月から令和12年3月に変更しました。

設計図（事業計画変更後）

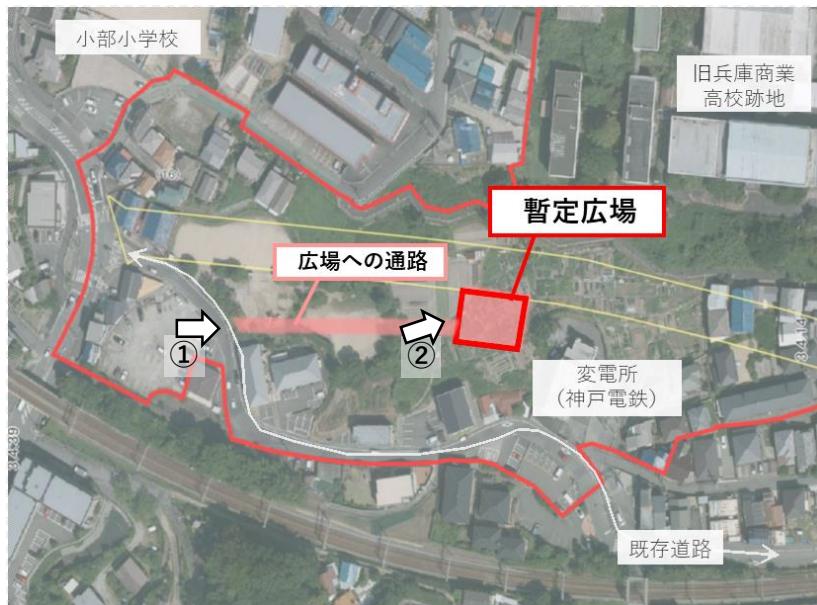


事業計画とは、土地区画整理事業法に基づき、施行者の名称、施行区域、設計の概要（事業の目的・道路や公園の整備内容等）、施行期間、資金計画などを定めるものです。 3
※個別の宅地の配置を決めるものではありません。

暫定広場の供用開始！

鈴蘭台北町北公園の代替機能として、暫定広場を整備しました。新たな公園が整備されるまでの間ご利用ください。

暫定広場をご利用の際には、右の写真の通路をお進みください。



フェンスに広報しています。



周辺にお住いの方や通行する方など、より多くの方に区画整理事業による鈴蘭台のまちの変化を知つてもらうため、コープこうべ北側隣地のフェンスにポスターを掲示しました。

近くを通る際はぜひご覧になり、将来の鈴蘭台の姿を想像してみてください。

